

JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

検定協会だより

令和8年4月 第544号



APRIL





令和8年4月号

<https://www.jfeii.or.jp>

目次

巻頭のことば

- 1 消防における「女性活躍推進」よもやま
消防大学校長 石山 英顕

随想

- 4 検定制度と検定協会 第10回
～自動火災報知設備の設置対象の変遷～
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士(工学) 小林 恭一

協会情報

- 12 令和8年度 予算の概要について
総務部
- 20 令和6年度と令和7年度の検定申請状況比較
企画研究部 情報管理課
- 23 消防本部等が実施する研修等への講師派遣について
企画研究部 企画研究課
- 25 第17回検定等技術協議会(全体会議)の概要報告
企画研究部 業務課

おしらせ

- 29 2026年度「全国統一防火標語」の募集結果について
一般社団法人 日本損害保険協会
- 30 職員採用情報 [新卒]
総務部 庶務課
- 31 有効期限を経過した受託評価品目

- 32 協会通信・業界の動き
- 37 新たに取得された型式一覧
- 39 検定・性能評価・受託評価数量(令和8年3月)

巻頭のことば

消防における 「女性活躍推進」 よもやま



消防大学校長
石山 英 顕

消防関係者の皆様には当校の運営において、教官の派遣に始まり、講師以外に救助や火災調査などの訓練や実習の際にご助力いただく「教育支援隊」の派遣などで全国の消防一家のみならず、時には消防業界関係者にも講師派遣や資機材等のデモンストレーションといった形で多大なご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

当校の学科の編成等については、受講者アンケートの結果等を参考に逐次アップデート・改善を図っておりますが、今年は10年ぶりに中長期的な教育訓練の在り方を検討しており、この文章が皆様に届く時には報告書が公表されているはずです。内容は関係者からなる検討会にてご議論されたものとなっております。体制や予算の制約の中でも実現に向けて努力していく所存です。ご参考にしていただければ幸いに存じます。

いろんな論点の中で、女性活躍推進に関しては、端的に推進コースの充実を図るべしという内容なのですが、それ以外に女性の受講の推進方策を個人的に模索しておりました。当校では各学科等の定員に女性優先枠5%を設けているものの、一部を除き0~1人とほぼ「空振り」になっている状況です。職場から消大派遣を打診された女性消防吏員が帰宅し、ダンナに派遣期間中の保育園送迎や食事など子どもの世話をお願いしても「いや~うちの会社ではそれは無理だよ」と言われ、翌日打診を断る - そんな架空のドラマを脳内で創造していた私は、日本社会の中で子育ての負担が女性に偏っているのが原因であり、企業の子連れ出勤が話題になったりもする昨今、当校への子連れ参加を認めるのが女性参加の一助になると考え、そうなる受講期間中日中近隣の保育所に子どもを預かってもらえないか、子連れ分の経済負担を軽減できないか、ひとりいそいそと考えを巡らし、情報収集に励んでおりました。

検定協会だより 令和8年4月

しかし周辺自治体の保育状況がひっ迫状況にあることもあるのか、非住民に対しての一時的なサービスは極めて限定的である現実に突き当たり立ち往生したので、気分転換がてら、最近まで保育園を利用していた職員と直前に幹部科に参加した某市女性消防吏員の両名に、子連れでの消大参加を認めるアイデアについて聞いてみたところ、判を押したようにお二方ともNoだと。せっかく消防大学校に学びに来ている最中に、子育てのことまで考えねばならないなどありえないとの意見。後者はその制度があっても自分は絶対に使わなかったと。それでも有用な手立てではないかとの思いが払しょくできなかった私は数日後、終業後教官たちと軽く飲みながら行っているブレインストーミングでも話題に出して意見を聞いてみたところ、「それをやると『こども同伴可能ならば連れて行ってよ』とむしろ逆効果なのでは」。それまで全くそっち側からの視点がなく、かえって悪いメッセージともなりかねないとダメを押され、その検討をボツにした次第でありました。

とまあオチがない何とも格好の悪い話になりましたが、マンパワー職場である消防が、社会環境の変化の中でその使命を果たしていくためには、様々な生活事情にある人々に職業として選ばれ、そしてやり甲斐をもって仕事を続けてもらえる、多様性を受け止め開かれた職場に変わっていくことが必要であると考えます。同じ実働部隊系の職場である自衛隊（9.1%）、海上保安庁（9.9%）、警察（12.0%）と比較しても、消防の女性比率は3.8%とお寒い数字にとどまっております（いずれも直近の公表数値）が、長らく男性中心の職場であった消防にとって、女性が選び普通に続けていける仕事に、という取り組みがその大きな活路になるはずです。女性吏員からは「女性活躍推進というコースが早く（必要；筆者補足）なくなるべき」とか、そもそも「女性活躍」という言葉に抵抗感ありという意見を聞きます。裏を返せば、消防の世界で女性が「普通に」仕事を続けていく環境すら不十分であるということなのだ複雑な思いがしております。当校の女性活躍推進コースは10回を数え、これまで220消防本部の528名の卒業生を輩出してきました。節目ですので卒業生アンケートを実施し、今後の充実に繋げていきたいと考えております。

是非業界関係者の皆様にはこうした実情を踏まえ、消防資機材等の小型化・軽量化、消防署等へ女性専用施設・設備の整備の安価な手法、災害派遣時の女性隊員のプライバシーが保護できる宿営用資機材などにつきまして、引き続き開発などにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、当校は一度は受講してみたいと消防人の目標とされる存在となっているとお聞きしますし、受講生からの評価も高いものをいただいております。しかし、

当校は法律に基づく唯一無二の存在でありますし、いただいている評価は、全国からの同志が仕事を離れ、長期間寝食を共にする研修形態に伴う、いわば下駄を履いたものとも言えます。現状に胡坐をかくことなく、消防人に抱かれる魅力が色褪せぬよう努力してまいりますので、消防関係者の皆様には当校に変わらぬご関心とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

検定制度と検定協会 第10回 ～自動火災報知設備の 設置対象の変遷～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小林 恭一



自動火災報知設備は、機械器具により自動的に火災を感知して報知する設備であり、火災を早期に発見してその後の消火、通報、避難誘導などにつながるための極めて重要な設備です。スプリンクラー設備に比べると費用が少なく、済む割に効果が高いため、多数の死者を伴う火災が発生すると、真っ先に設置義務拡大の候補として上げられてきました。このため、自動火災報知設備の設置対象の変遷をたどると、建物火災とその対策の歴史も見えて来ます。本稿では、その変遷を整理してみます。

制定当初の自動火災報知設備の設置対象

表1は、消防法施行令（以下「消令」）制定当初（昭和36年（1961））の自動火災報知設備（以下「自火報」）の設置対象（消令第21条第1項）を整理したものです。

第一号（当時。以下、特に断らない限り同じ）の（17）項（文化財建造物）が、延べ面積にかかわらず設置義務対象になっていることも領けますし、第二号から第四号までの用途と基準延べ面積の組み合わせも、火災による潜在的人命危険という視点から見て、現在でも納得できる順番になっています。

第五号は、現行規定（第八号）で危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う建築物等を設置対象としているのと実質同様（後述）で、現在と考え方が同じであることがわかります。

第六号は、「地階、無窓階又は3階以上の階で床面積300m²のものは、火災の早期発見の必要性から見て、たとえば延べ面積300m²の劇場等と同様の危険性がある」などと位置づけていることとなります。

表1 当初の自動火災報知設備設置対象

施行年月日		消令21条1項		対象となる令 別表第一の用途	設置を要するもの の延べ面積	用途・延面積以外の要件
和暦	西暦	号	現号			
S36.4.1～ S44.3.31	1961～ 1969	一	一イ	(17)	全て	
S36.4.1～ S48.5.31	1961～ 1973	二	三イ	(1)、(2)、(5)イ、(6)	300㎡以上	
S36.4.1～ S48.5.31	1961～ 1973	三	四	(3)、(4)、(5)ロ、 (7)～(10) (12)～(14)	500㎡以上	
S36.4.1～ 現在	1961～ 現在	四	六	(11) (15)	1,000㎡以上	
S36.4.1～ H2.5.22	1961～ 2000	五	八			別表数量 [※] の500倍以上の準危険物 別表数量 [※] の500倍以上の特殊可燃
S36.4.1～ S54.3.31	1961～ 1979	六	十一			地階・無窓階・3階以上の階で 床面積300㎡以上

※別表数量：政令別表第2又は第3で定める数量をいう。

昭和44年（1969）の改正

日本最初の高層ビルである霞が関ビルが昭和43年（1968）4月に竣工し、その後も高層ビルが続々と建設されることが予想されたこと、地下街が急増しつつあったこと、死者を伴うビル火災が多発し始めていたことなどから、昭和43年6月に消防法が改正されました。この改正に関連する規定整備と合わせて、自火報の設置対象の整備も行われました（表2参照）。

表2 昭和44年（1969）4月1日施行の自火報設置対象

施行年月日		消令21条1項		対象となる令 別表第一の用途	設置を要するもの の延べ面積	用途・延面積以外の 要件	改正要因
和暦	西暦年	号	現号				
S44.4.1～ H20.3.31	1969～ 2008	一	一イ	(13) ロ (17)	全て		
S44.4.1～ S48.5.31	1969～ 1970	七	十四	(1)～(6) (12) ロ (15)		11階以上の部分のうち、 高層面積区画 [※] された部分以外の部分の 床面積の合計100㎡超	高層建築物 対策
S44.4.1～ 現在	1969～ 現在	八	十三	(13) イ		地階・2階以上の階（一 斉避難可を除く）で駐 車用床面積200㎡以上	附置義務駐 車場急増
S44.4.1～ 現在	1961～ 現在	九	十五			通信機器室で床面積 500㎡以上	

※建基令第112条第5項～第7項（現第7項～第9項）に基づく高層部分の防火区画

高層建築物対策としては第七号が新設されました。この規定は、昭和39年（1964）7月に施行されたスプリンクラー設備の設置対象（消令第12条第1項第五号（当時））と全く同じ書きぶりになっており（拙稿第7回（スプリンクラー設備の設置対象の変遷（1））参照）、高層建築物火災対策として実質的な意味があるとは考えにくい改正です。

第八号の新設は、当時自動車数が急増しており、駐車場法に基づく附置義務駐車場も建築物の地下などに急増していたことを受けたものです。

第九号の新設は、「通信機器室」に相当する電気・電子機器類が多数設置された室が増えつつあったためではないかと推測され、第一号では（13）項口（飛行機等の格納庫）が延べ面積にかかわらず設置義務がある対象に加わっています。これらの改正の直接のきっかけは調べてもよくわかりませんが、いずれも現在まで、同内容の規制が続いています。

また、当時、多数の死者を伴う旅館・ホテルの火災（水上温泉菊富士ホテルの火災（昭和41年（1966）3月、死者30名）、有馬温泉池之坊満月城の火災（昭和43（1968）年11月、死者30名）など）のほか、死者を伴う病院・診療所の火災も多発しており、これらの防火対象物はかなり前に建設されて自火報の設置義務がないものが多かったことから、この時同時に消令第34条に第二号が追加され、遡及対象として、（5）項イ（旅館・ホテル等）、（6）項イ（病院・診療所等）及び（17）項に設置される自火報が新たに定められました。

昭和47年（1972）の改正

昭和47年（1972）の消令の改正は1月と12月の二回行われています。1月の改正では、（9）項（公衆浴場）がイとロに分けられ、（9）項イについては自火報の設置基準が200m²以上のもの（第二号）と強化されました（施行は昭和48年（1973）1月1日、表3）。これは、昭和44年（1969）3月に発生した新宿の特殊浴場「トルコその」の火災（死者5名）以後、死者こそ出ていませんが同様の火災が続いて、この種の浴場の火災危険性が社会的に広く認知されていたために行われたものです。

その後、同年5月に発生した千日デパートビル火災（死者118名）が社会に衝撃を与え、多くの規制強化が行われたことは、これまでもたびたび言及してきました。この時の改正のうち、自火報の設置規制（施行は昭和48年（1973）6月1日）については表3のとおりです。

この時に、火災時の人命危険性が高い防火対象物の用途が今の「特定防火対象物」に相当する用途に収斂し、従前の第二号と第三号が、特定防火対象物相当（（9）項イ以外）のものは延べ面積300m²以上のもの（第三号）、それ以外の多くは500m²以上のもの（第

表3 昭和48年（1973）施行の自火報設置対象

施行年月日		消令21条1項		対象となる令 別表第一の用途	設置を要するも のの延べ面積	用途・延面積以外の要件	改正要因
和暦	西暦	号	現号				
S48.1.1～ 現在	1973～ 現在	一の二	二	(9) イ	200㎡以上		新宿特殊浴 場の火災 (S44.3)
S48.6.1～ S54.3.31	1973～ 1979	三	三	(1)～(4)、(5) イ、(6)	300㎡以上		千日デパー トビル火災 (S47.5)
S48.6.1～ 現在	1973～ 現在	四	四	(5) ロ、(7)、 (8)、(9) ロ、 (10)、(12)、 (13) イ、(14)	500㎡以上		
S48.6.1～ S15.9.30	1973～ 2003	十	三	(16) イ	500㎡以上	(1)～(4)、(5)イ、 (6)、(9)イの用途部分の 床面積の合計300㎡以上	
S48.6.1～ 現在	1973～ 現在	十一	十四			11階以上の階	

四号)が、それぞれ自火報の設置対象となるように整理されました。

また、千日デパートビルが典型的な複合用途防火対象物だったため、(16)項がイとロに分けられ、(16)項イについては、延べ床面積が500㎡以上で特定防火対象物相当の用途部分の床面積の合計が300㎡以上のものに自火報の設置が義務づけられました(第十号)。

さらに、当時高層建築物が急増していたことに対応して、用途を問わず11階以上の階には自火報の設置が義務づけられました(第十一号)。

この改正の時には、消令第34条第二号も改正され、特定防火対象物相当のものには自火報の設置が遡及適用されることになりました。この遡及適用は、施行(昭和50年(1975)12月1日)前に、大洋デパート火災(昭和48年(1973)11月、死者100名)を契機として消防法第17条の2第2項第四号(当時)が改正され(昭和49年(1974)6月)、特定防火対象物については全ての消防用設備等が遡及適用されるようになったため、実質的な効果はあまりありませんでしたが、留意しておく必要があります。

昭和53年(1978)～平成2年(1990)の改正

昭和50年代前半(1975～79)には、千日デパートビル火災と大洋デパート火災の後に行われた消防法令と建築基準法令の大幅な規制強化と遡及適用の効果もあり、多数の死者を伴う特定防火対象物の火災があまり起こらなくなりましたが、その中で、中小雑居

ビルだけは死者を伴う火災が相次ぎました。とうとう昭和53年（1978）3月に新潟市のスナック・エル・アドロの火災（死者11名）が発生するに及んで、昭和53年（1978）11月に、中小雑居ビルの実態に鑑み、（2）項（キャバレー等）、（3）項（飲食店等）及びこれらの用途の存する（16）項イについては、地階、無窓階又は3階以上の階で床面積が100㎡以上のものに自火報の設置規制が課せられることになりました（第八号、表4の①）。

表4 昭和54年（1979）～平成2年（1990）施行の自火報設置対象

番号	施行年月日		消令21条1項		対象となる令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延面積以外の要件	改正要因
	和暦	西暦年	号	現号				
①	S54.4.1～ H15.9.30	1979～ 2003	三	三	(1)～(4)、(5イ、 (6)、(16の2)	300㎡以上		地下街対策
	S54.4.1～ H21.4.1	1979～ 2009	八	十一	(2)、(3)、((16) イの(2)、(3)含む)		地階・無窓階で床面積100㎡以上	スナックエル・アドロ火災
②	S56.7.1～ 現在	1981～ 現在	五	五	(16)イ、(16の3)	500㎡以上	(1)～(4)、(5)イ、 (6)、(9)イの用途部分 の床面積の合計300㎡以上	静岡市準地下街ガス爆発（S55.8）
③	H2.5.23～ 現在	2000～ 現在	七	八			危別表数量 [*] の500倍以上の 指定可燃物	危険物規制大改正
	H2.6.1～ 現在	2000～ 現在	十	十二			道路部分の床面積が屋上 600㎡以上、その他400㎡以上	規制改革

※危別表数量；危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量

この時、第三号に（16の2）項（地下街）が追加されました。令別表第一に（16の2）項が追加されて地下街に対する大幅な規制強化が行われたのは昭和49年（1974）7月でしたが、この時には何故か（16の2）項に対する自火報の設置規制の強化は行われず、地階・無窓階に対する規制強化が行われた（第八号）時に、この改正が一緒に行われています。

昭和55年（1980）8月に発生した静岡市の「ゴールデン街」という地下街類似施設のガス爆発（死者15名）では、（16の2）項に該当しないこの種の施設が相当数存在することが明らかになったため、令別表第一に（16の3）項（準地下街）が追加され、自火報の設置対象としては第五号に（16）項イに準ずる形で追加されました（表4の②）。

昭和63年（1988）5月に危険物規制にかかる消防法の大改正が行われ、関連して準危険物と特殊可燃物が「指定可燃物」として一本化されたため、昭和63年（1988）12月に第七号が改正されました（平成2年（1990）5月23日施行、表4の③）。

また、当時、規制改革の一環として、防火対象物の一部を道路の用に供することが出来るようにする関連法令の改正が行われたため、その部分の火災危険の増大に対応して

平成2年（1990）5月に第十号が新設されています（平成2年（1990）6月1日施行、表4の③）。

平成15年（2003）以降の改正

昭和50年代後半から平成10年代初め頃（1980～2000）には、多数の死者を伴う旅館・ホテル、福祉施設、スーパーマーケットの火災などが相次いで、適マーク制度の創設や違反処理制度の整備、スプリンクラー設備の設置規制の強化などが行われましたが、自火報の設置対象の拡大は行われませんでした。

21世紀になると、平成13年（2001）9月の新宿歌舞伎町雑居ビルの火災（死者44名）を契機として第三号が改正され、（16項）イの設置基準が延べ面積300㎡以上のものに拡大されました（表5の①）。また、この火災で多数の死者が発生した大きな原因が階段が一つしかないことであったため、「特定一階段等防火対象物」というジャンルが創設され、この定義に該当するものについては、延べ面積にかかわらず全て自火報が設置されることになりました（表5の①）。その後、大きな火災が起こるたびに、該当用途における自火報の設置基準の面積要件が撤廃されるようになりましたが、特定一階段等防火対象物はその先駆けになったと言えそうです。

平成18年（2006）1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災（死者7名）では、火災の際の潜在的人命危険性が特に高い福祉施設を（6）項口として独立させ、その実態に合わせて、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられました（表5の③）。この改正では、マンションの一部にグループホームが入居しているものも対象とする必要があったため、（6）項口はいわゆる「41号通知（昭和50年4月15日付け消防予・消防安第41号「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて）」における「みなし従属」の対象外とされました。この改正は、スプリンクラー設備の設置規制の強化などの大幅な規制強化と一緒に行われたため実施までに時間がかかり、公布が下記の宝塚市カラオケボックスの火災（平成19年（2007）1月、死者3名）と同じ平成20年（2008）7月となり、施行は遅れて平成21年（2009）4月1日となっています。

宝塚市カラオケボックスの火災では、密閉された小個室が遮音又は騒音により火災情報から遮断された場合の危険性が顕在化しました。このため、この種の施設は新たに（2）項ニという独立した用途として位置づけられ、この種の施設の実態を踏まえて、雑居ビルや地下街の一部にあるものも含め、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられました（表5の②）。平成20年（2008）10月の大阪市個室ビデオ店

表5 平成14年（2002）以降の自火報設置対象

番号	施行年月日		消令21条1項		対象となる令 別表第一の用途	設置を要するもの の延べ面積	用途・延面積以外の要件	改正要因
	和暦	西暦年	号	現号				
①	H15.10.1～ H21.3.31	2003～ 2009	三	三	(1)～(4)、(5) イ、(6)、(16) イ、(16の2)	300㎡以上		歌舞伎町雑居 ビル火災 (H13.9)
	H15.10.1～ 現在	2003～ 現在	六の二	七	(1)～(4)、(5) イ、(6)、(9)イ		特定一階段等防火対象物	
②	H20.10.1～ H21.3.31	2008～ 2009	—	—	(2)ニ、(13)ロ、 (17)	全て		宝塚市カラオ ケボックス火 災 (H19.1)
	H20.10.1～ H27.3.31	2008～ 2015	九	九	(16の2)		2項ニの部分	
③	H21.4.1～ H27.3.31	2009～ 2015	—	—	(2)ニ、(6)ロ、 (13)ロ、(17)	全て		大村市グルー プホーム火災 (H18.1)
④	H27.4.1～ H28.3.31	2015～ 2016	—イ	—イ	(2)ニ、(5)イ、 (6)ロ、(13)ロ、 (17)	全て		福山市ホテル 火災 (H24.5) 長崎市グルー プホーム火災 (H25.2)
			—ロ	—ロ	(6)イ、ハ（利用者を入居・宿泊させるもの）	全て		
			九イ	九イ	(16の2)		2項ニ、(5)イ、(6)ロの部分	
			九ロ	九ロ	(16の2)		(6)イ、ハ（利用者を入居・宿泊させるもの）の部分	
⑤	H28.4.1～ 現在	2016～ 現在	—イ	—イ	(2)ニ、(5)イ、 (6)イ(1)～(3)、(6) ロ、(13)ロ、(17) 項	全て		福岡市診療所 火災 (H25.10)
			九イ	九イ	(16の2) 項		2項ニ、(5)イ、(6)イ(1)～(3)、(6)ロの部分	

火災（死者16名）もその対象ですが、火災発生日はたまたまこの規定の施行日でした。この規定は、雑居ビルの一部にあるものも対象とするため、(2) 項ニも「みなし従属」の対象外とされました

平成24年（2012）～25年（2013）には、就寝施設において、多数の死者を伴う火災が立て続けに発生しました。平成24年（2012）5月の福山市「ホテルプリンス」の火災（死者7名）、平成25年（2013）2月の長崎市グループホーム「ベルハウス東山手」の火災（死者5名）及び平成25年（2013）10月の福岡市「安部整形外科医院」の火災（死者10名）です。

これらの火災に対応した消令の改正は2回に分けて行われました。平成25年（2013）12月には、地下街にあるものも含め、（5）項イ（旅館・ホテル等）と利用者を入居させ又は宿泊させる（6）項イ及び（6）項ハについては、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられました（表5の④）。さらに、その施行日（平成27年（2015）4月1日）前の平成26年（2014）10月に、「利用者を入居させ、又は宿泊させる（6）項イ」は「（6）項（1）～（3）」と整理し直されました（施行は平成28年（2016）4月1日、表5の⑤）。

これらの改正は、複合用途防火対象物の一部にあるものにも適用する必要があったため、平成27年（2015）2月に消防庁予防課長通知（消防予第81号）が発出され、基本通知とされて来た「41号通知」の一部が改正されました。この改正では、それまで五月雨的に出されて来た予防課長通知も取り込んで、（2）項ニ、（5）項イ、（6）項イ（1）～（3）、（6）項ロ又は利用者を入居・宿泊させる（6）項ハに掲げる防火対象物についてはみなし従属が適用されないこととされました。なお、そのままでは規制が厳しくなり過ぎるため、同時に消防法施行規則第23条第4項第一号へに「小規模特定用途複合防火対象物」という概念が導入され、上記用途以外の部分については、みなし従属が適用された場合と同様となるよう、緩和措置が図られています。



令和8年度 予算の概要について

総務部

当協会の令和8年度予算が、令和8年3月17日に認可されました。

その概要は、以下のとおりです。

I 令和8年度 主要業務重点事項

令和8年度における当協会の業務の実施については、消防法の規定に基づいて、設立目的である検定対象機械器具等に関する試験、型式適合検定、特殊消防用設備等の性能評価並びに消防用機械器具等に関する研究、調査及び試験に係る業務を、厳正かつ公平に実施し、消防用機械器具等の適正な品質の確保に万全を期すとともに、消防用機械器具等について、使用者・利用者に対する情報提供・情報収集を積極的に行い、国民の安全・安心の確保に努める。

令和8年度において実施する主要な業務の重点事項は、次のとおりである。

1 試験・検査業務の信頼性の確保

消防用機械器具等の試験・検査業務の実施に当たっては、常に信頼性を確保するために、業務の適正な実施体制を確保し、試験施設・設備の適正な整備・維持管理、試験・検査の品質の確保・維持・向上、職員の教育研修の充実に努めるとともに、厳正な検定制度の運用のため、協会職員及び受検者等に対し、法令遵守の徹底を図る。

(1) 業務の適正な実施体制の確保・充実

当協会の業務の実施に当たっては、組織全体としてコンプライアンスの確保を図るとともに、協会の行っている業務について、使用者・利用者等に対し十分な説明責任を果たすことができるよう、厳正かつ公正な業務の実施体制を確保・充実し、不正受検の防止に努め、試験・検査時の不正行為等が見出された場合には、厳正かつ迅速に対処する。

また、各種感染症及び地震等災害に伴う業務への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画を確実に推進するとともに、手続業務等のデジタル化、情報セキュリティへの

対応を進める。

(2) 試験品質・検査品質の確保・維持・向上

国際規格ISO/IEC17025試験品質システムの適合認定試験所として、試験品質の維持・向上及び職員の試験技術の向上に努め、信頼性の高い試験データの確保・提供を行うとともに、あわせて申請者等に対し、検定等について、技術情報の提供、適正な実施に関する意見交換を行う。

また、検査品質の信頼性を高めるため、職員の検査技術の向上に努める。さらに、検定業務等について、関係工業会との意見交換を継続して行い、業務の改善・効率化に努める。

(3) 職員の教育研修の充実

試験・検査の信頼性の確保を図るため、コンプライアンス、消防用機械器具等に関する技術情報、規格・基準、試験・検査方法等の知識・技術、製造工場の品質管理等の審査方法、過去の不正受検事例等に関する内部研修及び外部研修並びに各種会議を充実させ、職員の知識及び技術力の向上を図り、検定等に関する技術の伝承と人材育成の実施に努める。

(4) 法令遵守の徹底

消防用機械器具等の受検者等に対し、検定制度の主旨や適正な手続きの徹底、型式試験や型式適合検定等受検品の規格適合性に係る注意喚起を継続して実施する。

(5) 業務実施基盤の維持・強化

現有する試験施設・設備関係では、感知器に係る煙濃度制御装置、粉塵試験機等の更新、閉鎖型スプリンクラーヘッドに係るクリープ試験機の加重計測装置の更新、スプリンクラー散水試験場の給排水設備等の改修等により、試験の精度の確保に努めるとともに、感知器試験場等の照明のLED化を進める。

また、試験施設への負荷の状況等を踏まえ、日本消防検定協会試験施設等整備計画（長期計画）のⅡ期工事（機械総合試験場等）及びⅢ期工事（消火散水試験場等）について、整備順の入れ替えの可能性を検討する。

2 消防用機械器具等の調査、普及等

消防庁が行う施策について国内外を問わず積極的に協力するとともに、関係機関とも連携し消防用機械器具等についての性能・機能に関する調査、環境問題をはじめとする各種課題への対応を進め、基準の見直しや技術的事項についての検討を行い、必要に応じて総務大臣に意見具申を行う。

(1) 消防用機械器具等に関する各種課題への対応

近年の火災状況を踏まえ、林野火災やリチウムイオン電池火災に係る新たな消火薬剤及び有機フッ素化合物を含有しない泡消火薬剤等への対応を進めるとともに、消防用機械器具等に関する技術革新の進展への対応について、消防庁、関係機関及び関係団体と協力し、課題の検討、解決に向けた取り組みを進める。

(2) 住宅防火対策の普及対応

高齢者等を中心とした住宅火災による死者数の低減を図るため、住宅用防災警報器の作動状況等に関する調査を継続するとともに、関係機関と連携して住宅用消火器具及び住宅用防災警報器の設置推進及び適正な維持管理に関する情報を発信することで住宅防火対策の推進に寄与する。

(3) ISO/TC21への対応

規格・基準のグローバル化や諸外国の技術基準の調査検討に資するため、ISO/TC21協議会を支援するとともに、関係機関団体と連携協力し、ISO/TC21の総会、各SC及びWGの会議に積極的に参加し、国際的な動向を把握するとともに、我が国の主張の裏付けとなる実験、データの分析やISO規格案の検討等に適切な対応を図る。

(4) AFIC活動への参加

アジア地域における消防検査機関の相互理解と情報交換という主旨で設立されたAFIC（Asia Fire-protection Inspection Councilの略称、アジア防火検査協議会）の総会に参加し、アジア地域の消防関係の試験検査機関と連携を図り、情報収集等に努める。

(5) 消防用機械器具等の規格及び認証制度の紹介等

ベトナム等アジア諸国をはじめとする新興国における消防防災展等の各種機会を捉え、検定制度及び自主表示対象機械器具等の認証制度を紹介するなど、日本規格の浸透

に向けての取り組みを進める。

3 協会業務に関する情報提供・広報の充実等

当協会の業務内容、技術情報及び消防用機械器具等について、使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者や一般の方々に対しホームページ、機関誌、一般公開等により情報提供・広報を行い、消防用機械器具等に関する適正な知識の普及・啓発に努める。

(1) 消防用機械器具等に関する技術情報の提供の充実

使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者に対し、当協会が実施している検定対象機械器具等の試験・検査に関する情報の公開並びに研究・調査・試験に関する技術情報及び特殊消防用設備等の評価結果の提供について、ホームページ、機関誌等により行う。

また、消防関係機関に対しては、当協会が行っている特殊消防用設備等の評価に関する技術情報を直接提供するなど、特殊消防用設備等の円滑な設置の推進に努めるとともに、予防技術講習会を開催し、消防用機械器具等の技術情報の提供や意見交換等に努める。

(2) 広報の充実

防災展への出展、一般公開など、使用者・利用者をはじめ消防関係機関の関係者、一般の方々に対し、分かりやすい映像、パネル及びパンフレット等により協会業務の紹介、消防用機械器具等に関する情報提供を行う。

さらに、ホームページの動画コンテンツの充実化をはかり、当協会の事業活動に対する理解及び消防用機械器具等の役割に対する理解を深める取り組みを進める。

Ⅱ 令和8年度 事業計画

令和8年度事業計画を次のとおり定める。

1 検定対象機械器具等の試験、検定見込数量

種 別	型式試験件数	型式変更試験件数	型式適合検定数量
	件	件	個
1 消火器			
大型	0	0	42,300
小型	10	0	5,247,600
2 消火器用消火薬剤	2	—	68,000
3 泡消火薬剤	6	—	1,793,000
4 閉鎖型スプリンクラーヘッド	12	0	1,226,000
5 流水検知装置	4	2	20,800
6 一斉開放弁	1	0	46,100
7 火災報知設備の感知器	32	2	7,014,830
8 火災報知設備の発信機	3	0	303,300
9 中継器	7	3	541,700
10 受信機	11	2	568,850
11 住宅用防災警報器	2	1	5,218,000
12 金属製避難はしご	2	0	165,370
13 緩降機	0	0	6,500
検 定 合 計	92	10	22,262,350

2 特殊消防用設備等の性能に関する評価

特殊消防用設備等の性能に関する評価	3 件
-------------------	-----

3 受託評価の見込数量

種 別		型式評価件数	型式変更 評価件数	型式適合評価・ 確認評価数量
		件	件	個
品質 評価 業務	1 特殊消火装置 特殊消防ポンプ自動車 特殊消防自動車	15	－	283 50
	2 消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	2	0	34,400
	3 消火器加圧用ガス容器	0	0	467,900
	4 蓄圧式消火器用指示圧力計	1	0	5,872,000
	5 放火監視機器	1	1	4,600
	6 外部試験器	0	0	1,700
	7 音響装置	0	0	42
	8 予備電源	3	0	202,200
	9 補助警報装置及び中継装置	0	0	0
	10 光警報装置	0	0	6,000
	11 屋外警報装置	0	0	0
	12 消火設備用消火薬剤	0	－	834,500
	13 住宅用スプリンクラー設備	0	0	0
	14 可搬消防ポンプ積載車	0	－	11
	15 ホースレイヤー	0	0	42
	16 消防用積載はしご	3	0	900
	17 消防用接続器具	2	0	42,800
	18 消防用吸管	0	－	7,100
	19 動力消防ポンプ 消防ポンプ自動車 可搬消防ポンプ	6 2	－ －	920 3,300
	20 消防用ホース	31	0	621,500
	21 消防用結合金具	7	0	1,293,000
	22 エアゾール式簡易消火具	1	0	433,300
	23 漏電火災警報器	0	0	73,400
	24 オーバーホール等整備を行った特殊消火装置	－	－	81
	25 外部試験器の校正	－	－	500
	26 更新等	124	－	－
	小 計	198	1	9,900,529
認定 評価 業務	1 自動火災報知設備の地区音響装置	1	0	364,300
	2 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン	4	1	67,400
	3 非常警報設備の放送設備	4	5	1,037,000
	4 パッケージ型自動消火設備	0	0	0
	5 特定駐車場用泡消火設備	5	3	78,400
	6 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	3	0	110
	7 屋内消火栓設備の消火栓等	9	0	53,500
	8 屋内消火栓設備のノズル	1	0	89,100
	9 屋内消火栓設備の消防用ホースと結合金具の装着部	0	－	657,200
	10 総合操作盤	0	0	0
	11 更新等	203	－	－
	小 計	230	9	2,347,010
特定機器評価業務	2	0	236,200	
更新等	7	－	－	
	小 計	9	0	236,200
消防機器等評価（基準の特例）	3	－	－	
受託評価合計	440	10	12,483,739	

4 研究、調査及び試験

- (1) 消防用機械器具等の性能、機能に関する調査研究
- (2) 住宅防火対策の普及対応
- (3) 受託試験（見込数量31件）

Ⅲ 令和8年度 収入支出予算

1 収入支出予算

区 分	令和8年度予算
(収 入)	千円
(款) 事業収入	(2,194,625)
(項) 検定事業収入	1,757,843
(項) 特殊消防用設備等 性能評価収入	6,600
(項) 受託事業収入	430,182
(款) 事業外収入	(34,826)
(項) 余裕金運用収入	26,227
(項) 雑収入	8,599
小 計	2,229,451
(款) 積立金取崩	(358,400)
(項) 積立金取崩	358,400
小 計	358,400
収 入 計	2,587,851
(支 出)	千円
(款) 事業費	(1,989,628)
(項) 検定事業諸費	1,563,029
(項) 特殊消防用設備等 性能評価費	6,000
(項) 受託事業諸費	358,229
(項) 調査研究費	61,870
(項) 過年度還付金	500
(款) 一般管理費	(229,823)
(項) 福利厚生費	19,420
(項) 管理旅費	7,586
(項) 管理諸費	201,317
(項) 交際費	1,500
(款) 予備費	(10,000)
小 計	2,229,451
(款) 資産取得費	(358,400)
(項) 建物付帯設備費	334,900
(項) ソフトウェア開発費	23,500
小 計	358,400
支 出 計	2,587,851

2 予定定員

(1) 常勤役員

役職名	定員
理事長	1 人
理事	2
監事	1
計	4 人

(2) 非常勤役員

理事	6 人
----	-----

(3) 顧問

顧問	1 人
----	-----

(4) 評議員

評議員	10 人
-----	------

(5) 職員

役職名	定員
(本所)	人
部長	4
技術役	1
次長	3
課長	6
統括役	1
調査役	1
上席・次席・ 参事・副参事	72
課長補佐	
主幹	
係長	
主任	
一般職員	
(支所)	
支所長	1
課長	1
上席・次席・ 参事・副参事	8
課長補佐	
主幹	
係長	
主任	
一般職員	
(事務所)	
所長	1
次長	1
上席・次席・ 参事・副参事	4
主幹	
主任	
一般職員	
計	104



令和6年度と令和7年度の検定申請状況比較

種別		型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
				申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	0	15	3,640	87.6	78.5
	小型	0	0	60	520,358	90.2	97.9
消火器用消火薬剤	大型用	0		0	0	皆減	87.9
	小型用			4	2,632	36.1	121.5
泡消火薬剤		3		15	76,640	43.4	97.7
感知器	差動式スポット型	3	0	46	293,521	98.3	109.2
	差動式分布型	0	0	12	9,020	139.3	121.2
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	100.0
	定温式スポット型	2	0	47	144,388	79.2	101.6
	熱アナログ式スポット型	2	0	11	12,202	120.7	121.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	1	0	42	163,114	120.2	112.6
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	47,658	84.2	105.9
	光電式分離型	0	0	5	255	212.5	75.4
	光電アナログ式分離型	0	0	2	330	275.0	137.4
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	3.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	4	440	231.6	185.1
	赤外線式スポット型	0	0	12	864	99.2	117.9
	紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	100.0	66.7
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	8	22,270	117.0	103.2
	P型2級	0	0	8	4,470	197.7	105.0
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		3	0	89	35,456	91.9	105.9
受信機	P型1級	0	0	57	3,029	109.8	98.0
	P型2級	0	0	18	4,242	168.1	63.6
	P型3級	0	0	1	30	150.0	58.3
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	6	171	112.5	114.2
	G型	0	0	2	2	40.0	76.0
	GP型1級	0	0	5	9	52.9	81.7
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	6	31,500	75.4	101.9
GR型	0	0	18	212	114.0	108.2	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		4	0	20	75,589	134.4	76.5
流水検知装置		0	0	29	1,479	64.4	98.3
一斉開放弁		0	0	22	4,585	184.7	123.3
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	皆減	73.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	2	0	23	14,093	109.8	102.8
緩降機		0	0	4	561	111.3	98.7
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	20	94,638	112.0	122.3
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	39	492,555	121.8	113.5
合計		20	0	669	2,060,230	96.9	103.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和6年度と令和7年度の受託評価等依頼状況比較

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価		性能評価変更	
	件数		件数	
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0	0	0

品質評価業務	型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価					
	件数		件数		件数		件数		個数			
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
音響装置	0	0	0	0	3	1	5	7	90	653	725.6	
予備電源	9	0	0	0	29	3	32	35	228,246	225,230	98.7	
外部試験器	0	1	0	0	5	3	57	56	1,715	1,839	107.2	
放火監視機器	放火監視センサー	2	0	0	1	3	4	7	9	2,980	5,624	188.7
	受信装置等	0	0	0	0	3	0	1	0	25	0	皆減
光警報装置		0	0	0	0	2	2	12	14	4,800	5,000	104.2
	光警報制御装置	0	0	0	0	2	2	12	13	300	385	128.3
屋外警報装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	0	17	9	30	30	280,817	416,842	148.4	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	1	0	0	6	7	73	77	6,227,600	6,441,622	103.4	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	2	2	0	0	24	3	46	49	33,989	35,048	103.1	
消火設備用消火薬剤	0	0			7	1	59	68	833,583	785,730	94.3	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	構成部品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	5	6			10	11	651	652	971	957	98.6
	可搬消防ポンプ	0	1			5	5	35	30	3,336	2,930	87.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0			2	1	27	31	5,241	5,345	102.0
	呼称65以下のもの	0	0			1	0	20	19	1,500	1,040	69.3
消防用ホース	平 40を超えるもの	14	12	0	0	54	26	99	102	233,100	262,405	112.6
	平 40以下のもの	7	4	0	0	24	8	105	100	328,049	384,966	117.4
	濡れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	保形	0	2	0	0	7	6	26	35	56,800	68,972	121.4
	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	1	0	2	4	37	23	62.2
消防用結合金具	差込式	5	2	0	0	26	14	339	350	1,117,470	1,230,065	110.1
	ねじ式	1	0	0	0	5	6	262	265	165,733	181,687	109.6
	大容量泡放水砲用	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	-
	同一形状	3	0	0	0	24	1	17	31	1,615	5,796	358.9
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	2	0	0	121	125	41,637	49,482	118.8
	受信機	0	0	0	1	8	0	88	89	26,701	33,417	125.2
エアゾール式簡易消火具		0	4	0	0	0	1	14	15	398,585	440,995	110.6
特殊消防ポンプ自動車		16	16			1	0	270	293	301	331	110.0
特殊消防自動車								34	60	34	60	176.5
可搬消防ポンプ積載車		0	0			2	1	14	13	14	14	100.0
ホースレイヤー		0	0	0	0	6	4	15	16	43	38	88.4
消防用積載はしご		4	2	0	0	7	1	86	90	1,664	1,201	72.2
消防用接続器具		2	4	1	0	108	13	153	157	41,008	46,708	113.9
品質評価業務							確認評価					
							件数		個数			
								R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)
外部試験器の校正								99	105	386	471	122.0
オーバーホール等整備								71	73	71	73	102.8

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

令和6年度と令和7年度の受託評価等依頼状況比較（続き）

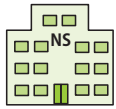
認定評価業務	型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価							
	件数		件数		件数		件数		個数					
	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)			
地区音響装置	2	0	0	0	2	7	216	229	321,567	344,398	107.1			
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン		5	0	0	1	44	30	422	467	56,332	66,072	117.3	
	放送設備		4	5	2	8	53	67	865	876	990,889	918,662	92.7	
パッケージ型自動消火設備	構成部品		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	総合操作盤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓		6	6	0	0	8	8	134	122	31,092	30,213	97.2	
	2号消火栓		0	3	0	0	4	9	102	99	15,135	13,215	87.3	
	広範囲型2号消火栓		1	4	0	0	15	8	89	96	11,491	13,466	117.2	
	補助散水栓		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	-	
	ノズル		2	0	0	0	101	3	271	253	108,048	89,561	82.9	
認定評価業務	装着番号付と確認評価				更新等		製品確認評価							
	件数				件数		件数		個数					
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部		0	0			7	2	174	150	564,048	657,974	116.7	
	認定評価業務		型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価					
		件数		件数		件数		件数		個数				
		R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)		
特定駐車場用泡消火設備		5	5	0	18	34	20	98	59	173,850	74,119	42.6		
認定評価業務	総合評価		型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価					
	件数		件数		件数		件数		件数		個数			
		R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)		
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)		0	1											
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置				3	0	0	0	16	11	123	101	82.1		
特定機器評価業務	総合評価		型式評価		型式変更評価		更新等		型式適合評価					
	件数		件数		件数		件数		件数		個数			
		R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)		
特定消防機器等		0	4	1	2	1	0	19	15	127	96	230,192	235,209	102.2

受託試験及びその他の評価	件数						件数		個数		
	R6年度	R7年度					R6年度	R7年度	R6年度	R7年度	R6年度比(%)
受託試験(契約等)	4	7									
受託試験(その他の契約等)							18	25	18	25	138.9
評価依頼(基準の特例等)	3	2									

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「-」と表記いたします。

区分	個数			
	R6年度	R7年度	R6年度比(%)	
評価依頼・型式適合評価内訳(消防機器等評価は件数)				
特例・特定評価	3	6	200.0%	
放水型評価	0	1	皆増	
型式適合評価	放水部	2,177	1,830	84.1%
	感知部	103	51	49.5%
	制御部	1,480	1,239	83.7%
	手動操作部	205	189	92.2%
	受信部	4	1	25.0%
合計	3,972	3,317	83.5%	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、前年度比を「皆増」と表記いたします。



消防本部等が実施する研修等への 講師派遣について

企画研究部 企画研究課

日本消防検定協会では、消防本部や消防学校が消防職員等を対象として実施する研修等に、当協会職員を派遣し当協会の業務内容、検定制度、消防用機械器具等に関する講義等を行わせていただく事業を実施しています。本稿では、その概要についてご紹介させていただきます。

1 講義内容

当協会の業務に関わる次のテーマについてお引き受けしています。内容の詳細や講演時間については、ご相談に応じます。

(1) 日本消防検定協会の業務について

当協会の業務を紹介し、消防法に基づく検定制度への理解を深めていただく内容

(2) 消防用機械器具等の性能を確保するための制度について

消防法に規定される検定、自主表示、認定といった制度の違いを消防関係法令とともに紹介し、性能を確保するために当協会が担う役割について理解を深めていただく内容

(3) 日本消防検定協会が検定や受託評価を実施する個別の消防用機械器具等について

ご要望に応じ、特定の消防用機械器具等の検定や受託評価について説明し、当協会の有する知見を活用していただく内容

2 費用等

講師派遣に伴う費用は不要です。原則として、20名以上が参加する研修等を対象としており、研修に参加する消防職員等から参加料を徴収する興行的な研修等への派遣はお受けできかねます。

なお、旅費の支給有無については、ご相談に応じます。

3 昨年度実績

千葉県消防学校（予防査察科第20期）

一般社団法人日本消防放水器具工業会（コンプライアンス研修）

【昨年度の事例紹介】

令和7年9月に千葉県消防学校において、当協会職員を派遣し、「消防設備等の構造機能」をテーマに講義を実施しました。

講義は、予防査察科第20期の研修生として、千葉県内各消防本部から消防職員35名が受講しました。

研修生からは、「日本消防検定協会の行う検定及び認定等の種類を把握することができました。また、日本消防検定協会の役割について理解することができ、非常に内容が充実した講義を受講できました。」などの感想をいただきました。

受講された研修生の皆様、熱心にご聴講いただき誠にありがとうございました。



写真：講義の様子

4 講師派遣の依頼方法等について

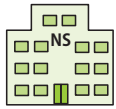
当協会へ講師派遣を依頼される場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

なお、業務の都合上、やむを得ずご依頼をお受けすることができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

連絡先：日本消防検定協会 企画研究部 企画研究課

TEL：0422-44-8471（企画研究課直通）

E-mail: kikaku@jfeii.or.jp



第17回検定等技術協議会（全体会議）の 概要報告

企画研究部 業務課

日本消防検定協会は、令和8年2月27日に第17回検定等技術協議会（全体会議）を開催しました。

1 開催日時

令和8年2月27日（金） 14：00～15：00

2 開催方法

対面並びにYouTube及びZoomのオンラインによる併用

3 開催場所

日本消防検定協会 中央試験場3階大会議室

4 概要

当協会では、検定及び受託評価の型式を所有する事業者の方々（以下「関係事業者」という。）に対し、重要なお知らせや意見及び情報の交換を行う場合、検定等技術協議会（全体会議）（以下「協議会」という。）を開催することとしております。

今回の協議会は、1年5か月ぶりの開催で、のべ116名の関係事業者にご参加いただきました。議事に先立ち、総務部長から、協議会への参加のお礼に加え、改めてコンプライアンスの徹底についてお願いをさせていただきました。主な議事は、「手数料の見直しについて」及び「検定手数料及び受託評価手数料の改定に係る運用について」で、担当部署より説明し、その後、参加者からの質疑応答などを行い、1時間ほどで閉会しました。

なお、会議の様子は、YouTubeにおいて4月下旬まで限定公開しておりますので、社内の情報共有等にご利用ください。

当協会では、引き続き皆さまへの情報発信に努めて参りますので、よろしくお願いたします。

検定協会だより 令和8年4月



会場の様子

(資料一部抜粋)

手数料の見直しについて

資料 17 - 1

■ 手数料の改定概要

- 改定日：令和8年4月1日
- 改定率：19.3%
- 改定範囲：検定事業及び受託事業で実施する試験、型式適合検定等に係る全ての手数料
- 認可等：検定 「認可手数料の額について」(平成16年5月27日制定)
 - ⇒ 令和7年10月9日付で総務大臣認可受託評価 「受託評価業務手数料の額について」(平成25年2月25日制定)
 - ⇒ 令和7年10月31日付で総務大臣届出
- 手数料：新しい手数料の詳細は、協会ホームページよりご覧いただけます。

■ 手数料の改定をお願いする背景、理由等

- 協会では、手数料について、消費税率の見直しに伴う改定を除き、これまで手数料の水準を据え置いてきました。(検定については、国の行政改革の方針に従い型式適合検定手数料について、平成20年及び平成22年に約10%の引下げを実施しています。)
- しかしながら、昨今のエネルギー価格や物価の高騰による経費の増加、高い専門性を有する人材の確保・定着に向けた待遇改善など急激な経営環境の変化に協会の自助努力のみで対応することが極めて厳しい状況となっております。
- また、老朽化した試験施設・設備の整備、更新を今後も計画的に進め、引き続き、高い信頼性が求められる試験、評価体制を維持していくことが必要とされています。
- このような状況から、今回手数料の見直しを行い、改定率19.3%の引上げをさせていただくことになりました。
- 今後も引き続き、信頼される試験機関として社会的責任を果たしてまいりますので、手数料の改定に何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2

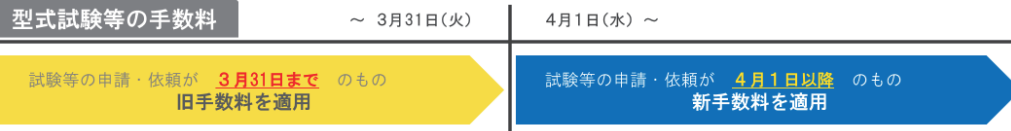
新旧手数料の切替えに係る運用について ①



資料 17-2

■ 旧手数料から新手手数料への切替えに係る運用

4月1日から適用する手数料（以下「新手手数料」という。）及び3月31日まで適用する手数料（以下「旧手数料」という。）の切り替えに係る運用については、次のとおりです。



⇒ 申請(受付)をした日が基準日

○試験等の申請・依頼についてのお願い

4月1日以降に受付をしたものは、**新手手数料**が適用されます。そのため3月下旬は、受付が混みあうことが予想されます。試験等の申請・依頼に当たっては、本所の担当課と事前に調整をお願いします。



受検残になるもの

※ 差額分の振込みが必要になります。
4月22日までに差額分を振り込んでください。

受検日が **4月1日以降** のもので 令和7年度中(3月31日まで)に申請等するもの
新手手数料を適用

⇒ 受検日(合否の判定日)が基準日

○型式適合検定等の受検についてのお願い

4月1日以降に受検をするものについては、**新手手数料**が適用されます。そのため3月31日までで受検残となったものは、翌日以降に受検することは可能ですが、**新手手数料**との差額の入金が必要になります。

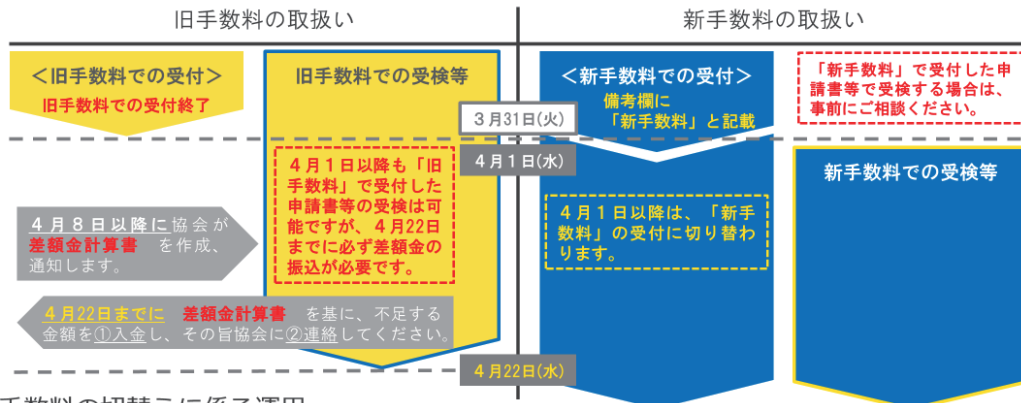
3

新旧手数料の切替えに係る運用について ②



■ 型式適合検定等の受検及び差額金の取扱いについて

受検残や旧手数料で受付を行った未使用の申請・依頼書の場合でも、差額分の入金を前提に4月1日以降でも、引き続き受検することができます。



■ 手数料の切替えに係る運用

- 差額を示した計算書(以下「**差額金計算書**」という。)は、**4月8日以降**に順次作成し通知させていただきます。お手元に届くのに最大1週間程度の時間が必要となります。
- 差額金計算書から受検したもの及び受検予定があるものを精査いただき、**差額金**を4月22日までに金融機関等により振込みをしてください。その際、「**旧手数料**」と「**差額金**」の振込名義人(会社名)は同一である必要があります。
- 振込が完了しましたら速やかに**差額金計算書**及び**振込票**(インターネットバンキング等での振込みの場合、振込人、銀行名、支店名、振込日、振込先の銀行名、振込先の支店名、振込金額の分かるもの。)を協会に送付等してください。また、領収書は、これまでの手続と同様に金融機関が発行する「**振込明細書**等」で代えさせていただきます。別途領収書の発行は、致しかねますのでご了承ください。

4

【参考】よくあるご質問 手数料の改定について 1/2



Q1
手数料が19.3%上がる理由はなんで
すか。

(回答)
昨今の社会全体におけるコスト増の影響から協会に係る費用の増加分について手数料に反映させて
いただいたものです。協会では、これまで手数料を据え置くための自助努力を重ねてまいりま
したが、今後も信頼性が求められる試験、評価体制を維持していくため、手数料の値上げをお願
いするものです。

Q2
新しい手数料が適用されるのはいつ
からですか。

(回答)
令和8年4月1日から新しい手数料を適用させていただきます。
なお、新しい手数料の適用に当たっては第17回検定等技術協議会（全体会議）の資料17-2「新
旧手数料の切替えに係る運用について」で詳細をご説明していますので、併せてご確認ください。

Q3
手数料以外についても値上げが行わ
れますか。

(回答)
手数料の見直しに併せて、契約等に用いる単価の見直しを行っています。そのため、この単価を
使って積算するような契約（受託試験、海外に渡航を伴う試験、調査等）については、これまで
の契約と比べ価格の上昇が想定されます。また、協会の施設の貸出しに係る使用料についても見
直しを行っています。

Q4
今後も手数料の値上げはありますか。

(回答)
現時点で、具体的な見直しの考えがある訳ではありませんが、今後の経済状況、労務環境等の変
化によっては、手数料の更なる見直しが必要になる可能性があります。そうならないことを期待
しておりますが、そのときは改めてご案内させていただきます。

Q5
型式試験（評価）の申請を3月31
日までにしたいのですが、受け付け
てもらえますか。

(回答)
書類に不備が無く、提出する試料が準備できている場合は受付することが可能です。ただし、年
度末の申請は、混雑が予想されるため、事前に担当課と十分に調整をすることをお願いします。

Q6
データ審査方式及び工場審査方式の
場合3月31日に協会に結果を報告
すれば旧手数料が適用されますか。

(回答)
お見込みのとおりです。

5

【参考】よくあるご質問 手数料の改定について 2/2



Q7
型式適合検定の申請で受検残が発生
しました。次年度以降引き続き、受
検することは可能ですか。

(回答)
差額金計算書に記載される期日（令和8年4月22日）までに差額金が振り込まれることを前提に、
令和8年4月1日以降も受検残（旧手数料による振込）による型式適合検定の受検は可能です。
この場合、追加の振込手続等が発生します。

Q8
差額金計算書はどのように通知され
ますか。

(回答)
差額金計算書は、令和8年4月8日以降に原則メールにて送付させていただきます。
また、送付に当たり、受託評価等でインボイスを受領したことのある依頼者にはインボイスの送
付先アドレスに送付します。検成品目のみの申請等、インボイスを受領したことのない申請者
には別途、ご案内します。

Q9
差額金計算書を確認し、取下げを予
定している場合はどうすればよいで
すか。

(回答)
取下げを予定される場合は、Q2の回答にある資料をご参照ください。
なお、別途、業務規程で定める様式を用いて手続も併せて行ってください。

Q10
差額金計算書から計算された差額金
を振込みました。その後どうすれば
よいですか。

(回答)
差額金をお振り込みいただきましたら、速やかに差額金計算書全ページと、振込票又はインター
ネットバンキング等の明細表を返送してください。

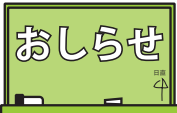
Q11
指定された期日までに差額金の振り
込みができませんでした。どうすれ
ばよいですか。

(回答)
速やかに総務部監理課にご相談ください。

Q12
検定以外で手数料に加える消費税の
額はどうすればよいのですか。

(回答)
依頼書ごとの小計額に消費税を乗じ、小数点以下を切り捨てた額を消費税額としてください。

6



2026年度 全国統一防火標語は「火の確認 いい日を支える いい習慣」 ～防火ポスターのモデルには、タレント・モデルの塚本恋乃葉さんを起用～

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）では、1949年度から、防火意識の高揚を目的として、全国統一防火標語・防火ポスターによる啓発活動を行っています。

2026年度の防火標語は「火の確認 いい日を支える いい習慣」に決定しました。

また、タレント・モデルの塚本恋乃葉さんを起用して、同標語を掲載した防火ポスターを約20万部制作しました。本ポスターは、今後、総務省消防庁の協力のもと、全国の消防署や役所などの公共機関等に、2026年4月から翌年3月まで掲出され、塚本さんの明るく元気な笑顔とともに、日々における防火意識の大切さを全国に呼びかけます。

当協会では、社会の安心・安全に貢献するため、今後も防火・防災に係る啓発活動に取り組んでまいります。

【塚本 恋乃葉さんからのコメント】

この度、歴史ある防火ポスターのモデルを務めさせていただけたことを、大変光栄に思います。

火の確認を習慣にすることが、自分自身や大切な人を守ることに繋がると感じています。このポスターを通して、そんな思いが一人でも多くの方に届き、皆さんの「いい日」をつくるお手伝いできればと願っています。



〈塚本 恋乃葉さんのプロフィール〉

2004年10月26日生まれ、広島県出身。

第46回ホリプロタレントスカウトキャラバンでグランプリ受賞。

日本テレビ「世界の果てまでイッテQ！」にて新メンバー、出川ガールとして出演中。

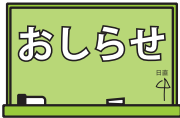
広島ホームテレビ「ピタニュー」、隔週レギュラーとして出演中。

そのほか、「永谷園」「株式会社イズミ」「みどりグループ」などの広告にも出演中。

（ご参考）過去5年の全国統一防火標語

年度	全国統一防火標語	防火ポスターモデル
2025年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし	田畑 志真 さん
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山崎 玲奈 さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵子 さん
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛 さん
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子 さん

検定協会だより 令和8年4月



職員採用情報 [新卒]

総務部 庶務課



【求む！理系人材】

「日本唯一の検定機関」として、信頼できる消防機器のために貢献！

私たちの身近にある消防機器（感知器、消火器、スプリンクラーヘッド等）は、どれも緊急時には確実に動作しなければならないものばかりです。

これらの消防機器には、日本消防検定協会が、法令で定められた技術基準に基づく試験・検査を実施し、合格した製品すべてに「国家検定合格之証」の銀色の表示が付されています。また、これらの消防用機器の試験等をとおして、火災等の災害からの被害を軽減させることを目的とし、国民生活の“安全・安心”に直結する業務を行っています。

【求める人材】

- ◆ 社会の安全・安心の役に立ちたい人
- ◆ 幅広く学ぶ意欲のある人



【採用情報】

日本消防検定協会ホームページの採用情報をご覧ください。

<https://www.jfeii.or.jp/recruit/>

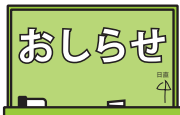
採用情報
QRコード

【担当者からのメッセージ】

当協会は、100人程度の小さな組織ですが、定年まで安定して働いて頂ける環境が整っています。また、完全週休2日制で、福利厚生もあり、レジャーや宿泊の補助を受けることができます。

ぜひ、社会の安全・安心に貢献したい方、幅広く知識を身につけたい方をお待ちしています。

令和6年10月ついに完成！新しい「新中央試験場」で最高の社会人人生スタートを！



有効期限を経過した受託評価品目

【動力消防ポンプ】

試験番号	承認年月日	住所	依頼者	有効期限の終期日
P0825	H28.1.21	北海道札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号	田井自動車工業株式会社	R8.1.20
P0826	H28.3.1	北海道札幌市東区北丘珠5条4丁目3番1号	田井自動車工業株式会社	R8.2.28

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和8年3月12日）

- ・重要文化財落雷火災に関する消防庁および文化庁との打ち合わせ結果と今後の対応について
- ・第27期火災要望審議会人命安全対策部会の結果について
- ・連動型住警器に関する消防庁との打ち合わせ結果と今後の対応について
- ・事務局長会議の結果について

○メンテナンス委員会

（令和8年3月17日）

- ・点検実務検討小委員会報告
パンフレット「維持管理は防火管理者が主役です」の改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告
点検実務マニュアル等の改訂について
- ・その他（情報提供）
第5回消防戦略会議について
令和8年春季全国火災予防運動の実施について
PFOS等を含有する泡消火薬剤に関する施行規則改正関連情報について
防火防災管理手帳の資格証を廃止について
NTT東日本HPより今後の固定電話サービスについて 他

○技術委員会（令和8年3月19日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
規格省令等で引用しているJISの廃止一覧について
- ・感知器の環境特性調査小委員会報告
第42回（防水）感知器の環境特性調査小委員会議事録案について
- ・あり方検討小委員会報告
- ・その他
連動機構装置等自主評定委員会について

○設備委員会（令和8年3月26日）

- ・設備性能基準化小委員会報告
予防事務審査・検査基準の改訂案に関する東消訪問について
JIS C 3030自火報シンボルに関する電気設備学会との打ち合わせについて
IP化に伴う火災通報装置の各社施工等課題確認について
炎感知器・高天井感知器の設置基準における消防庁対応について
- ・工事基準書改訂小委員会報告
工事基準書ハンドブックの改訂について
- ・その他（情報提供）
予防関係施行文書の公印省略について
日本消防検定協会R8年度一般公開のお知らせ
消防設備がオブジェ化、住警器設置

協会通信

率向上の取組みについて 他

○システム企画委員会

(令和8年3月27日)

- ・火報企画検討小委員会報告
防災センターの技術基準改定について
防災センター基準改正__質疑回答
について
2月25日試験の当日課題について
火災通報装置に係る協力要請について
火災通報装置におけるワイヤレス
固定電話の影響についての試験結果
(案) について
- ・あり方検討小委員会報告

○住宅防火推進委員会

(令和8年3月25日)

- ・来年度・広報委員会の重点実施項目
(案) について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・令和7年度 住宅防火防災推進シンポ
ジウム(岡山) について
- ・総務省他__感震ブレーカーの設置促進
に向けた取組の強化について
- ・総務省__密集住宅市街地における防火
安全対策の検討について
- ・その他
X掲載報告等について
CATV事業について

感震ブレーカー普及啓発コンテンツ
のご案内

◆(一社)日本消火器工業会◆

○第12回 企業委員会

(令和8年3月5日)

- ・令和7年度2月消火器等の検定申請・
回収状況
- ・東京消防庁住宅防火推進会議報告
- ・令和8年度ビデオ作成について
- ・事務局長会議報告
- ・消火器リサイクルセンターからの報告
ホームページ回収可否判断ページ作
成について
2025年度広報結果と次年度広報につ
いて

○第10回 技術委員会

(令和8年3月13日)

- ・リチウムイオン蓄電池火災用の消火器
について
- ・労働安全衛生法について
- ・その他

◆(一社)日本消火装置工業会◆

○第463回「技術委員会」

(令和8年3月6日 書面会議)

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動
報告について
- ・労安法に定める窒素、二酸化炭素のラ
ベル表示、SDSについて

協会通信

検定協会だより 令和8年4月

協会通信

- ・「消火設備の維持管理に関するご提案資料」の改訂について
- ・その他
- 第242回「第一部技術分科会」
(令和8年3月13日 日本消火装置工業会)
 - ・ハウジング継手について
 - ・合同委員会関係について
 - ・その他
- 第240回「第二部技術分科会」
(令和8年3月19日 日本消火装置工業会)
 - ・ホームページ更新計画について
 - ・消防法施行規則改正リーフレットについて
 - ・リスクアセスメントリーフレットについて
 - ・その他
- 第221回「第三部技術分科会」
(令和8年3月17日 日本消火装置工業会)
 - ・高圧ガス保安協会 報告書について
 - ・ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について
 - ・その他
- ◆ (一社) 日本消防ポンプ協会 ◆
 - 小型技術委員会・検定協会合同会議
- (令和8年3月5日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・品質評価細則見直しについて
 - ・検定等の基準認証業務に関する調査について
 - ・その他
- 大型技術委員会
(令和8年3月13日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・品質評価細則見直しについて
 - ・第104回全国消防長技術委員会情報提供等について
 - ・補助規格の見直しについて
 - ・その他
- 総務委員会
(令和8年3月23日 日本消防ポンプ協会会議室)
 - ・事務局長会議等報告について
 - ・令和8年度事業計画書(案)について
 - ・令和8年度予算書(案)について
 - ・令和8年度会費・負担割会費(案)について
 - ・令和8年度重点業務・トピックスの想定問答について
 - ・令和7年度下半期各部会・委員会報告について
 - ・第104回全国消防長技術委員会について
 - ・その他

協会通信

人事異動

◆日本消防検定協会◆

○令和8年3月31日付

(氏名)	(新)	(旧)
【退職】		
城戸 秀行	退職	大阪支所長
井伊 翔大	退職	企画研究部 企画研究課 主幹

○令和8年4月1日付

(氏名)	(新)	(旧)
【採用】		
柴田 雄亮	企画研究部 企画研究課 主幹	(新規採用)
橋本 晃	警報設備部 感知設備課	(新規採用)
宮田 一功	消火・消防設備部 消火設備課	(新規採用)
【配置換え、職務名の一部変更】		
佐藤 学	総務部 次長 兼 総務部 庶務課長事務取扱 兼 研修統括役 次席検定員	虎ノ門事務所長 次席検定員
石川 大樹	総務部付 消防庁 特別研修員 免 消火・消防設備部 消火設備 課 主任検定員	企画研究部 企画研究課 兼 消火・消防設備部 消火設備 課 主任検定員
永留 伸也	総務部 庶務課 契約係長 主幹検定員	消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員
佐々木 寛	総務部 監理課長 次席検定員	総務部 監理課 課長補佐 主幹検定員
北野 順也	総務部 監理課 特別検定員	消火・消防設備部 次長 次席検定員
吉野 英海	企画研究部 業務課長 次席検定員	警報設備部 報知設備課長 次席検定員
望月 文雄	企画研究部 企画研究課 主幹検定員	消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員

協 会 通 信

三宅 綾子	警報設備部 次長 兼 警報設備部 報知設備課長事務取扱 免 研修統括役 次席検定員	総務部 庶務課長 兼 研修統括役 次席検定員
川島 綾実	警報設備部 感知設備課 主任検定員	総務部付 消防庁 特別研修員 主任検定員
井上 操	消火・消防設備部長 免 企画研究部 業務課長事務取扱 上席検定員	企画研究部 次長 兼 企画研究部 業務課長事務取扱 次席検定員
加島 俊輔	消火・消防設備部 特別検定員	消火・消防設備部長 上席検定員
菊地 優介	消火・消防設備部 消火設備課 主幹検定員	総務部 庶務課 契約係長 主幹検定員
田中 伸樹	消火・消防設備部 消火設備課 検定員	消火・消防設備部 消防設備課 検定員
木村 友貴	消火・消防設備部 消防設備課 検定員	消火・消防設備部 消火設備課 検定員
村岡 将史	虎ノ門事務所長 次席検定員	総務部 監理課長 次席検定員

協 会 通 信

新たに取得された型式一覧

型式承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第 2026～2号	ヤマトプロテック 株式会社	強化液 3.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.2.10
	消第 2026～3号	ヤマトプロテック 株式会社	強化液 6.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.2.10
	消第 2026～4号	ヤマトプロテック 株式会社	強化液 8.0l (蓄圧式、鉄製)	R8.2.10
泡消火薬剤	泡第 2026～4号	第一化成産業 株式会社	合成界面活性剤泡 3% (-10℃～+30℃)	R8.2.18
差動式スポット型 感知器 (試験機能付)	感第 2026～6号	パナソニック 株式会社	2種 (28V、5mA)、非防水型、普通型、 再用型	R8.2.10
中継器 (遠隔試験機能付)	中第 2026～1号	パナソニック 株式会社	交流100V、外部配線抵抗20Ω	R8.2.20
GP型1級受信機 (蓄積式及び 自動試験機能付)	受第 2026～1号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.2.26
GP型1級受信機 (蓄積式)	受第 2026～2号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.2.26
P型1級受信機 (蓄積式及び 自動試験機能付)	受第 2026～3号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.2.26
P型1級受信機 (蓄積式)	受第 2026～4号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω、公称蓄積 時間60秒	R8.2.26
G型受信機	受第 2026～5号	能美防災株式会社	交流100V、外部配線抵抗50Ω	R8.2.26
閉鎖型 スプリンクラーヘッド	ス第 2026～3号	ヤマトプロテック 株式会社	1種可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下 向き)	R8.2.9
	ス第 2026～4号	ヤマトプロテック 株式会社	1種可溶片型C96、呼称15 (標準r2.8、下 向き)	R8.2.9
	ス第 2026～5号	能美防災株式会社	2種可溶片型C72、呼称15 (標準r2.3、下 向き)	R8.2.16
	ス第 2026～6号	能美防災株式会社	1種可溶片型C72、呼称15 (標準r2.6、下 向き)	R8.2.16
	ス第 2026～7号	能美防災株式会社	1種可溶片型C72、呼称8 K30 (水道連結、 下向き)	R8.2.16
	ス第 2026～8号	能美防災株式会社	1種可溶片型C72、呼称10 (小区画、下向き)	R8.2.16
	ス第 2026～9号	能美防災株式会社	1種可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下 向き)	R8.2.16
	ス第 2026～10号	能美防災株式会社	可溶片型C72、呼称15 (標準r3.25、下向き)	R8.2.16
	ス第 2026～11号	能美防災株式会社	可溶片型C72、呼称15 (標準r2.8、下向き)	R8.2.16
流水検知装置	流第 2026～1号	能美防災株式会社	湿式 (小流量検知型及びリリーフ弁付) K35・50・60、作動弁型65 (10K、縦)	R8.3.3
	流第 2026～2号	能美防災株式会社	湿式 (小流量検知型及びリリーフ弁付) K35・50・60、作動弁型100 (10K、縦)	R8.3.3

品質評価 型式評価

種 別	型式番号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消防装置	MC-2-35	株式会社モリタ	化学消防ポンプ自動車	R8.3.9
	MLL6-54SE-1	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	R8.3.9
	MLLA III 5-30WE1-1	株式会社モリタ	はしご付消防ポンプ自動車	R8.3.9
	MT-90-1	株式会社モリタ	水槽付消防ポンプ自動車	R8.2.24

認定評価 型式評価

種 別	型式番号	依 頼 者	型 式	承認 年月日
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・易操作性1号消火栓	認評栓第2026~1号	株式会社北浦製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称30	R8.3.5
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・2号消火栓	認評栓第2026~2号	株式会社北浦製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25（補助散水栓併用）	R8.3.5
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・広範囲型2号消火栓	認評栓第2026~3号	株式会社北浦製作所	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R8.3.5

検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	0	15	3,640	87.6	78.5
	小型	0	0	60	520,358	90.2	97.9
消火器用消火薬剤	大型用	0		0	0	皆減	87.9
	小型用			4	2,632	36.1	121.5
泡消火薬剤		3		15	76,640	43.4	97.7
感知器	差動式スポット型	3	0	46	293,521	98.3	109.2
	差動式分布型	0	0	12	9,020	139.3	121.2
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	100.0
	定温式スポット型	2	0	47	144,388	79.2	101.6
	熱アナログ式スポット型	2	0	11	12,202	120.7	121.5
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	1	0	42	163,114	120.2	112.6
	光電アナログ式スポット型	0	0	18	47,658	84.2	105.9
	光電式分離型	0	0	5	255	212.5	75.4
	光電アナログ式分離型	0	0	2	330	275.0	137.4
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	3.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	4	440	231.6	185.1
	赤外線式スポット型	0	0	12	864	99.2	117.9
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	100.0	66.7	
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	8	22,270	117.0	103.2
	P型2級	0	0	8	4,470	197.7	105.0
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		3	0	89	35,456	91.9	105.9
受信機	P型1級	0	0	57	3,029	109.8	98.0
	P型2級	0	0	18	4,242	168.1	63.6
	P型3級	0	0	1	30	150.0	58.3
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	6	171	112.5	114.2
	G型	0	0	2	2	40.0	76.0
	GP型1級	0	0	5	9	52.9	81.7
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	6	31,500	75.4	101.9
GR型	0	0	18	212	114.0	108.2	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		4	0	20	75,589	134.4	76.5
流水検知装置		0	0	29	1,479	64.4	98.3
一斉開放弁		0	0	22	4,585	184.7	123.3
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	0	0	皆減	73.7
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	2	0	23	14,093	109.8	102.8
緩降機		0	0	4	561	111.3	98.7
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	20	94,638	112.0	122.3
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	39	492,555	121.8	113.5
合計		20	0	669	2,060,230	96.9	103.8

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	0	0	-	725.6
予備電源	0	0	0	4	25,094	148.3	98.7
外部試験器	0	0	0	6	200	90.9	107.2
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	-	188.7
	受信装置等	0	0	0	0	-	皆減
光警報装置		0	0	2	800	200.0	104.2
	光警報制御装置	0	0	1	43	143.3	128.3
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	2	60,200	551.7	148.4
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	1	6	587,000	114.4	103.4
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	5	3,450	71.1	103.1
消火設備用消火薬剤	0	0	0	6	62,384	102.8	94.3
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	1	38	50	98.0	98.6
	可搬消防ポンプ	0	2	2	213	70.5	87.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	2	250	62.5	102.0
	呼称65以下のもの	0	0	1	30	150.0	69.3
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	4	24,896	106.5	112.6
	平 40以下のもの	0	0	10	29,898	86.3	117.4
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	3	6,500	92.9	121.4
消防用結合金具	大容量放水砲用	0	0	1	1	皆増	62.2
	差込式	1	0	38	130,172	95.6	110.1
	ねじ式	0	0	30	22,582	181.1	109.6
	大容量放水砲用 同一形状	1	0	0	0	-	-
漏電火災警報器	変流器	0	0	7	3,734	90.8	118.8
	受信機	0	1	6	3,265	144.1	125.2
エアゾール式簡易消火具	2	0	0	1	30,980	41.9	110.6
特殊消防ポンプ自動車	0	0	0	22	22	129.4	110.0
特殊消防自動車				2	2	50.0	176.5
可搬消防ポンプ積載車	0	0	1	2	2	200.0	100.0
ホースレイヤー	0	0	0	2	6	皆増	88.4
消防用積載はしご	0	0	0	9	145	86.8	72.2
消防用接続器具	0	0	1	13	6,066	167.8	113.9
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				8	36	116.1	122.0
オーバーホール等整備				3	3	100.0	102.8

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	1	19	36,717	128.0	107.1	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	4	44	6,246	190.0	117.3
	放送設備	0	0	15	75	42,082	63.8	92.7
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	0	-	-
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	3	10	2,440	75.5	97.2
	2号消火栓	0	0	3	10	1,201	91.4	87.3
	広範囲型2号消火栓	0	0	3	8	1,390	165.5	117.2
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	23	9,266	94.1	82.9
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	13	61,157	164.4	116.7	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	1	1	1,000	7.0	42.6	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	1	6	6	50.0	82.1
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	3	3	10	0.0	102.2
受託試験及びその他の評価	依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)	0							
受託試験(その他の契約等)					1	1	50.0	138.9
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

令和8年度を迎え、日本消防検定協会でも人事異動がありました。新規採用職員を迎え、新たな体制でスタートを切りました。あらためてよろしく願います。

今年は午年で、丙午（ひのえうま）にあたります。1月号で午年の相場は一服するという相場格言があると書いたところですが、リアルの世界情勢は大きく動いています。社会経済情勢の変化を受けて、円安、長期金利の上昇など相場が動いています。

4月5月は火災の発生件数はまだまだ多い時期になります。近年の林野火災は大規模長期化する傾向にあります。これからGWがあり、外出機会も増えます。引き続き火災への警戒が必要です。

また、4月から10月は熱中症予防強化キャンペーンの期間になります。令和8年度の暑さ指数(WBGT)・熱中症警戒アラート等の情報提供が4月22日から実施されます。気象庁の季節予報でも今年の夏は暑くなりそうな予報です。体調管理にもいつにも増して配慮が必要です。

さて、今月号では、消防大学校校長の石山英顕様には巻頭のことばをご寄稿いただきました。誠にありがとうございます。

5月号では、東京消防庁総監の市川博三様に巻頭のことばをいただく予定です。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本 所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4階
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会